

# TH Picks for Association & Foundation

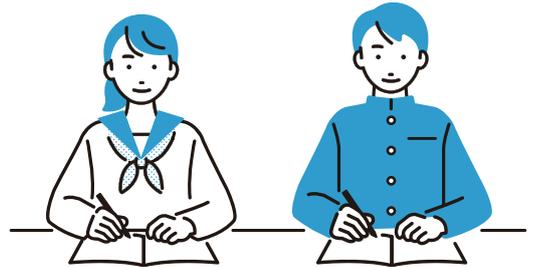
 Vol. 10  
 2025.06

[発行日] 2025年6月1日発行  
 [発行元] 辻・本郷 税理士法人  
 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階  
 TEL: 03-6911-3101 [受付時間: 9時00分~17時30分 (土日・祝日・年末年始除く)]  
 URL: <https://www.ht-tax.or.jp/>



## 特集

### 令和5年私立学校法改正の会計に与える影響について



令和5年私立学校法改正は、ガバナンス強化を目的としており、特に学校法人の経営面で大きな影響を与えました。今回は、その中でも会計分野に与えた影響に焦点を当ててご紹介します。具体的には、会計監査人の設置義務化、学校法人会計基準の整備、期末スケジュールの変更などが挙げられます。これによって、学校法人の会計業務の透明性と信頼性が向上し、経営の健全化につながると考えられます。

なお、令和5年の私立学校法改正に伴う学校法人会計の適用時期は、令和7年度の決算からです。予算については、令和7年度予算から新基準適用することとされています。

#### 会計監査人の設置義務化

相応規模の学校法人には、それにふさわしい信頼性を確保するために、大臣所轄学校法人等<sup>\*1</sup>では、会計監査人の設置が義務付けられました(第144条第1項)。会計監査人として公認会計士または監査法人が選任され(第81条第1項)、私学法に基づいた計算書類の監査が実施されることとなります。

<sup>\*1</sup>大臣所轄学校法人等

都道府県知事が所轄庁である学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が一定の基準に該当するもの及び文部科学大臣が所轄庁である学校法人(大学、短期大学、高等専門学校を設置している学校法人)

大臣所轄学校法人		大臣所轄学校法人等
知事所轄学校法人	要件該当	
	要件非該当	その他の学校法人

#### 要件

1. 収入10億円又は負債20億円以上
2. 3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること

さらに会計監査人の設置義務に加えて、内部統制システムの整備も義務付けられ(第148条第1項)、特に規模の大きい大臣所轄学校法人等<sup>\*2</sup>は、常勤監事の選定が義務付けられます(第145条第1項)。これにより、監事監査の有効性が向上することが期待されます。

<sup>\*2</sup>常勤監事の設置を義務とする基準については、収入100億円又は負債200億円以上とされています。

#### 学校法人会計基準の整備

私立学校法の改正により、学校法人会計基準の根拠が私立学校振興助成法から私立学校法に位置づけられることになりました。従来、補助金の適正配分を目的として、主に経常費補助を受ける学校法人が会計基準の対象とされていましたが、改正によりすべての学校法人が適用の

対象になりました。つまり、学校法人会計基準は、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を目的とする基準として位置付けられました。これを受け、学校法人会計基準の整備が必要となり、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」を設置し、検討が行われました。

## 主なポイント



- 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更
- 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加
- 財産目録の様式等についても新会計基準で規定（従来様式について法令上の定めなし）

## 具体例

- 資金収支内訳表・人件費支出内訳表等は除外（ただし、私立学校振興助成法が提出を求める書類として位置付いた）
- 固定資産明細表等は、利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ記載

## 学校法人の情報公開

学校法人の会計業務の透明性と信頼性が向上のためには、制度や基準の改正とともに重要なのが、情報公開の見直しになります。一方で文書管理のコストや経営の自由性等との兼ね合いもありますから、すべての学校法人が計算書類（決算書）等をインターネットで公表しないといけないというわけではありません。

新しい私立学校法では、寄附行為や計算書類、財産目録等の公表義務の規定があります（第151条）が、これは大臣所轄学校法人等の義務であり、すべての学校法人に対する義務ではありません。また、寄附行為や計算書類等のインターネット等での公表の規定（第137条）があり、これらはすべての学校法人が対象となっていますが、「公表するよう努めなければならない」となっており、「義務」ではなく、「努力義務」となっています。

## 参考サイト

- 【文部科学省】私立学校法の改正について（令和5年改正）…………… [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)
- 【文部科学省】学校法人会計基準の改正等について…………… [https://www.mext.go.jp/content/20240312-mxt\\_siganjii-000031923\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240312-mxt_siganjii-000031923_2.pdf)

## 主な留意点

- 収益事業に係る財務書類についても、閲覧及び公表の対象となる
- 大臣所轄学校法人等が作成及び閲覧に供する書類と、公表する書類の内容は同一のもの
- その他の学校法人が公表する計算書類は小科目を省略する等の対応も可能だが、備置き・閲覧に供する書類は小科目の省略不可

## 決算スケジュールの変更

決算スケジュールは、改正後の寄附行為に基づき、改正私立学校法に対応したスケジュールに移行します。特に、**令和7年度以降の計算書類等・財産目録の作成期限が5月末から6月までに延長されました（第103条2項）**。これは「会計監査人による会計監査は、理事会承認前の計算書類及び財産目録について行うことを予定していることから、当該監査期間を確保するため、書類の作成期限（理事会承認の期限）を現行より1か月延長する」とのことです。

注意点としては、次の令和7年度の決算書の作成期限から新しいルールが適用され作成期限が**令和8年6月末**となります。また、私立学校振興助成法に基づく計算書類等の所轄庁への提出期限は従来と同じで6月末日のままであるので、1か月延長されても余裕をもって書類を準備する必要があります。

## おわりに

令和6年度の準備期間を終え、令和7年度からは本格的に令和5年私立学校法改正の適用が始まりました。今回の改正は学校法人の会計に関するガバナンスを強化させるための重要な改正となりますので、改正内容をよく理解し、対応していくことが必要です。

